

事前登録型 本人通知制度

登録

制度を利用するには、
事前の登録が必要です。

1 登録できる方

- ・ 京都市に住民票がある方
- ・ 京都市に戸籍がある方
- ※ 除かれた方を含みます

2 登録受付場所

- ・ 住民票の写し
→ 住所地の区役所・支所の市民窓口課
又は出張所
- ・ 戸籍謄本等・戸籍の附票
→ 本籍地を管轄する区役所・支所の
市民窓口課又は出張所

3 必要書類

- ・ 事前登録申請書
- ・ 申請者の本人確認書類
- ・ (代理人の場合)
代理権限を明らかにする書類

通知

第三者に証明書を交付した場合に
交付した事実をお知らせします。



① 請求

② 証明書を交付

第三者

③ 通知



本人

！ 注 意 ！

代理人や第三者から証明書の交付請求があった場合に、登録された方に交付の可否を確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

自分の戸籍謄本や住民票の写しなどの
証明書の交付の事実を知ること、

- 不正取得の早期発見ができる！
- 不正取得の抑止になる！

本人通知制度とは、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。京都市では、住民票などの不正取得の防止を図ることなどを目的として、この制度を実施しています。詳しくは右の2次元コードからホームページをご覧ください。か、各区・支所市民窓口課、出張所へお問い合わせください。



京都市文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当

075-222-3085

令和3年 月発行 京都市印刷物 第 号



自分の戸籍謄本や住民票の写しなどの
証明書の交付の事実を知ること、

- 不正取得の早期発見ができる！
- 不正取得の抑止になる！

参考画像

事前登録型 本人通知制度

本人通知制度とは、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。

京都市では、住民票などの不正取得の防止を図ることなどを目的として、この制度を実施しています。

登録

制度を利用するには、
事前の登録が必要です。

1 登録できる方

- ・京都市に住民票がある方
- ・京都市に戸籍がある方
- ※ 除かれた方を含みます

2 登録受付場所

- ・住民票の写し
→住所地の区役所・支所の市民窓口課
又は出張所
- ・戸籍謄本等・戸籍の附票
→本籍地を管轄する区役所・支所の
市民窓口課又は出張所

3 必要書類

- ・事前登録申請書
- ・申請者の本人確認書類
- ・(代理人の場合)
代理権限を明らかにする書類

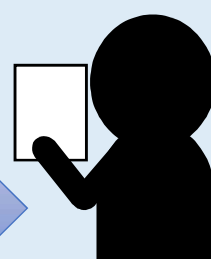
通知

第三者に証明書を交付した場合に
交付した事実をお知らせします。



① 請求

② 証明書を交付



③ 通知



！ 注 意 ！

代理人や第三者から証明書の
交付請求があった場合
に、登録された方に交付の
可否を確認したり、交付が
できないようにする制度で
はありません。

詳しくは、ホームページをご覧ください、
各区・支所市民窓口課、出張所へお問い合わせください。

